岩手県告示第821号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。 なお、同条第5項の規定により、平成25年11月11日から同年12月6日まで関係書類を縦覧に供する。

平成25年11月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
沢内北部地区(泉沢地区)	当該土地改良事業計画書の写し	西和賀町役場
沢内北部地区(丸志田地区)	当該土地改良事業計画書の写し	西和賀町役場
沢内北部地区 (川舟地区)	当該土地改良事業計画書の写し	西和賀町役場
沢内北部地区 (新山地区)	当該土地改良事業計画書の写し	西和賀町役場